

令和6年度外出支援サービス事業のご案内

この制度は、宍粟市内で利用するタクシー運賃（距離制運賃）に係る費用の一部を市が助成することで、外出の支援を行っています。

1. 利用対象者：宍粟市に住所を有し、在宅で生活されている方で以下の条件のいずれかに該当している人

利用対象者	A 障がい者等福祉 ①手帳所持者 ・身体障害者手帳1・2級又は3・4級の下肢若しくは体幹機能障がい ・療育手帳A・B1、 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級、 ②透析 ・じん臓機能障がいによる身体障害者手帳所持者（身体障害者手帳1級又は3・4級）で、宍粟総合病院において認定証の交付を受けた人 ③要介護認定 ・要介護認定3～5
	B 移動困難者支援 ④上記①、③以外で身体的な理由等でバス停までの移動が難しくバスの利用が困難な人（原則、65歳以上、運転免許非所持） ・ <u>運転免許証を所持していない人のうち対面での個別調査を実施し対象と判断された人</u> 例）常時車椅子を利用している人、認知機能の低下により時間や場所の理解ができない人などで個別調査で対象と判断された人

※上記④で実施する「対面での個別調査」は、受付窓口で実施するため、ご本人が来庁いただく必要があります。ただし、重度の病気（疾病）等でストレッチャーが必要な人などは、身体的負担が大きいため、事前にご相談ください。

【利用にあたっての注意事項】

- ・介助者（1名）以外の方が同乗される場合は、外出支援の対象となりません。タクシー運賃について自費でご精算ください。
- ・タクシー到着後（迎えがあったとき）の利用キャンセル及び当日不在、キャンセルのし忘れなどは、その時間に利用が必要な他の利用者や事業者に多大な迷惑がかかるため厳に慎んでください。
- ・ルールを守れない方については、事業者へ報告を求め、利用者の方へ確認を行う場合があります。悪質であると判断した場合、利用を取り消す場合がありますのでご注意ください。
- ・忘れ物などの理由により途中で引き返された場合、外出支援サービスの対象となりません。タクシー運賃については、自費でご精算ください。

2. 利用料：（障がい者割引あり）

A 障がい者等福祉

タクシー運賃	利用料	障がい者手帳提示	タクシー運賃	利用料	障がい者手帳提示
～2,000円	500円	450円	7,001円～8,000円	1,100円	1,050円
2,001円～3,000円	600円	550円	8,001円～9,000円	1,200円	1,150円
3,001円～4,000円	700円	650円	9,001円～10,000円	1,300円	1,250円
4,001円～5,000円	800円	750円	10,001円～11,000円	1,400円	1,350円
5,001円～6,000円	900円	850円	11,001円	1,500円	1,450円
6,001円～7,000円	1,000円	950円			

B 移動困難者支援

タクシー運賃	利用料	障がい者手帳提示	タクシー運賃	利用料	障がい者手帳提示
～2,000円	700円	650円	6,001円～7,000円	2,100円	2,050円
2,001円～3,000円	900円	850円	7,001円～8,000円	2,400円	2,350円
3,001円～4,000円	1,200円	1,150円	8,001円～9,000円	2,700円	2,650円
4,001円～5,000円	1,500円	1,450円	9,001円～	3,000円	2,950円
5,001円～6,000円	1,800円	1,750円			

※障がい者手帳の提示がない場合は、利用料の割引を受けていただくことはできません。

3. 利用券：1か月8枚を交付します。（年96枚を上限に交付）

- ・障がい者等福祉・移動困難者支援：「承認月からの月数」×8枚を分割または一括で交付
- ・透析：通院に必要な枚数を交付

※透析利用券は「自宅－総合病院」間でのみ利用いただけます。途中で降車することはできません。（他の利用券を使用いただくか、自費でご精算ください。）

ただし、以下の方は利用及び利用券の枚数について条件が異なります。

対象者	利用及び利用券枚数
① 市税等を滞納されている方（納付計画（分納誓約）のない方）	市税等の滞納が解消できるまで交付できません。
②自動車及び原動機付自転車の運転免許所持者 ※車等の所有は問わない	承認月からの月数×4枚を交付 ※免許証の返納または自動車税を納付された方は、変更の申請を行うと利用制限を解除します。
③自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方	
④透析利用券を所持し、移動困難者支援に該当する方	移動困難者支援利用券は承認月からの月数×4枚を交付

4. 利用の目的：日常生活、余暇活動や社会活動への参加のための外出を支援します。

外出の範囲【具体例】

○ 対象となる外出の範囲	× 対象とならない外出の範囲
1. 社会生活上必要不可欠な外出 ①公的な機関における諸手続き（官公庁・金融機関） ②買い物、理美容 ③医療機関等への通院 ④各種団体の行事、会合への参加 ⑤地域活動への参加（自治会、子供会行事への参加） ⑥諸手続き（施設見学、入学手続き） ⑦冠婚葬祭、お見舞い ⑧介護保険・障がい福祉事業所等から対象となる目的への移動	1. 外出先で収入を得ることを目的とした外出 ①会社への通勤 ②会社の出張 ③講演会などの講師
	2. 政治活動及び宗教活動に係る外出 ①選挙活動 ②布教活動や勧誘
2. 余暇活動等社会参加のための外出 ①自己啓発や教養を高めるもの（講演会、展覧会、文化教養講座） ②体力増進や健康増進を図るもの（トレーニングジム、プール） ③生活の内容・質の向上を図るもの（外食、レジャー、カラオケ）	3. 通年かつ長期にわたる外出 ①学校等への通園、通学 ②介護保険・障がい福祉事業所等への通所※
	4. 公共サービスとして利用するにふさわしくない外出 ①パチンコ店、麻雀店などの遊興目的居酒屋などの飲酒目的 ②その他の公共の秩序に欠ける外出

※利用者が短期入所を利用した場合、短期入所施設から医療機関等への外出を行う場合は外出支援サービスの利用として認めています。ただし、自宅から短期入所施設への送迎については利用対象外となります。

5. 外出支援サービス事業指定事業者

利用申込先（事業者名）		電話	ファックス	住所
山崎	篠陽タクシー	62-2050	62-2257	山崎町鹿沢 52-8
	ハートフル介護タクシー	62-2077	62-4855	山崎町金谷 494
	ハピネス介護タクシー	67-0167	67-0686	山崎町土万 466-1
	福祉タクシーなでしこ	070-9158-8966	62-1546	山崎町船元 171-4
一宮	宍粟タクシー	72-0020	72-0106	一宮町安積 1333-9
	一交通	72-2911	72-2913	一宮町杉田 460
	ふくタクまる勝	74-8637	74-0860	一宮町深河谷 159-5
波賀	上野タクシー	75-2410	75-2666	波賀町上野 169-8

6. 運行範囲：宍粟市内

特例として、佐用町の「尾崎病院及び尾崎内科医院」への通院には利用できます。

7. 利用日及び利用時間 ※利用時間を厳守して利用してください。

- ・利用日：日曜、祝日、年末年始も利用可能
- ・利用時間：午前7時～午後9時までに運行が完了していること

8. お問い合わせ先

担当課	電話	ファックス
障がい福祉課	63-3101	63-3062
一宮保健福祉課	72-2100	72-2110
波賀保健福祉課	75-8800	75-2415
千種保健福祉課	76-8600	76-8110



【利用前にご確認ください】

- ・利用券は乗車時に提出してください。
- ・2人以上の利用者が同時に乗車する場合（相乗り）は、いずれかの方の利用券を提出してください。

令和6年度宍粟市外出支援サービス事業利用券 No. 1 0 0 〇〇〇			
乗車日	9月 1日	乗車人数	1人
運転士名 ●●	乗降場所	から	
		まで	
運賃	割引額	個人利用料	市負担額
1,000	100	450	450
※利用者記入欄			
相乗			
自治会名	氏名		
(注) 運賃等を確認のうえ、記入ください。			
発行者 宍粟市 【利用者控】			

乗車日から市負担額までの欄は、運転士が記入します。

利用者同士で相乗りされる場合
同乗者の氏名をご記入ください。
(利用券番号の記入でも可)

上記の内容を確認し、誤りがなければ
自治会名・氏名を
可能な限り利用者様でご記入ください。

【注意事項】

- ・利用券は、利用者により大切に保管し、乗車した時に運転士へ提出してください。
- ・複写式の利用券となっていますので2枚目・3枚目を切り離し運転士に渡してください。

◆外出支援サービスは、大切な公共サービスです。ルールを守り、適切な利用で制度の維持に努めましょう。